

香芝市告示第96号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月19日

香芝市長 福岡 憲宏

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

下田東五丁目 583番1、584番、585番、587番1、588番、  
589番、591番1、593番、594番1  
真美ヶ丘五丁目 13番4、13番5、13番6

3 縦覧場所

香芝市役所 都市創造部 都市計画課